年者として扱われます。 法定代理 者の弟は未婚であり、 みなされます。 達しない者は未成年者です 年者が契約をする場合は、 結婚した者は成年者と 今回の 未成 和談

府中市消費生活センター

(2343-7106)※市役所南棟にあります。

毎週月・火・木・金曜日

10時~12時、13時~16時

※祝日・年末年始は除く。

歳の弟が、

言っているが、取り消しは 既にスマートフォンを与え 契約を認めないと

(20歳代・女性

ア

ド

1

行

の民法では満20歳に

# 相 談 内

未成年者契約の取り消

同意なしで行った契約

は

取

遣いで生活している。 弟は大学生で、親からの小 きのプロバイダ契約を結ん められ、タブレット機器付 グモール内の店舗で呼び止 月数千円の支払いである。 契約期間は24か月で毎

り消すことができます。 約金額は小遣いの範囲を超円でしたが、24か月分の契 るかのように振る舞い相手 囲であったり、成年者であ だし契約金額が小遣 の記入欄があり、本人は正 できない場合があります。 をだましたなど、取り消 えていると考えられました。 また申込書には生年月日 今回月々の支払いは数千 心の範 た

申し入れたところ、 しく記入していました。 以上の状況をふまえ、 から契約の取り消 切 しを 0

クレジットカ

の

むやみに子どもに使わ はパスワードを設定し

を徹底する。

親

のスマートフォンなど

て

使える範囲を決めておくは、あらかじめ親子間で

負担なく解決しました。 トラブル防止のポイント

任を問われることもあります。 ケースがあります。 ットカード情報を無断登録 小 た場合、後で親の管理責 用し高額な請求を受ける オンラインゲームなどを また支払いのためクレ 遣 次のとおりです。 ラブル防止のポイント いを与えている場

# 上下町民会館で 消費生活出張相談

### 相談日

相談日

4月26日(水)13時~16時 ※4月21日(金)の16時まで に、消費生活センターに電 話で予約してください。

4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デー 4月2日~8日は発達障害啓発週間

# 発達障害のこと、 考えてみましょ

発達障害には、自分の興味のあることを一方的にし ゃべる、音や光などの感覚に敏感、考えるより先に動 いてしまうなどの特性があります。人によって現れ方 はさまざまです。特性からくる生活のしづらさを持っ ている人たちに気付き、対応や環境を工夫することも 必要です。

# ■私たちができる工夫や環境づくり

- ▷曖昧な表現やたくさんの情報は受け止めにく いので、具体的に短い文章で話をする。
- ▶急な変化は受け止めにくいので、前もって予 定を伝えておく。
- ▷周囲を整理整頓して、気が散らないように環 境を整える。
- ▷視覚で確認できるよう、順番 や手順を写真やカードで提示 する。

## ■一人で悩まず相談しよう

- ▷子育て・子どもの発達の相談…女性こども課 **(☎**43-7217)
- ▷福祉制度の利用や手続きの相談…地域福祉課 **(☎**43-7148)
- ▷精神保健福祉に関する相談…健康医療課元気 づくり係(リ・フレ内・☎47-1310)

### 図書館に特集コーナーを設置

タイトル 発達障害のこと 知っていますか? 4月10日(月)まで

ところ・問い合わせ先 府中市立図書館本館 (☎43-4343)